

福井女子中学生殺人事件 検察の上告を許すな！

名古屋高検本庁への要請行動

検察による、これ以上の
不正を許すな

2025年7月5日 日本国民救援会愛知県本部

福井女子中学生殺人事件で、事件発生39年にして、名古屋高裁金沢支部で「再審無罪」判決が言い渡されます。

検察の卑劣な証拠隠しで、長期に前川彰司さんは苦しめられました。

検察に対して「上告するな」の要請行動・宣伝行動をおこないますので積極的なご参加をお願いします。上告期限は8月1日(金)です。

また、「上告するな」の団体署名をお寄せくださるようお願いいたします。FAX 052-684-6355

- 7月18日(金)16:00 名古屋高検へ要請
- 22日(火)11:30 名古屋高検へ要請
- 12:00 名古屋高検西側で宣伝行動
- 23日(水)12:00 大須・万松寺交差点で宣伝行動
- 24日(木)13:30 名古屋高検へ要請
- 28日(月)12:00 大須観音で宣伝行動 名張事件も一緒に
- 13:30 名古屋高検へ要請



※日程はあくまで予定です。変更・追加等のある際には、国民救援会愛知県本部(052-684-5825)のホームページでお知らせします。

名古屋高検の案内

名古屋市中区三の丸4丁目3番1号

地下鉄名城線「名古屋城」下車

①番出口から東へ120m

駐車場はあります



再審無罪確定をめざして

検察に「上告するな」の緊急団体署名にご協力ください

各 位

2025年7月4日

前川彰司さんを守る福井の会
日本国民救援会福井県本部
日本国民救援会中央本部

日頃の諸活動に敬意を表します。

昨年10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部は、福井女子中学生殺人事件の前川彰司さんの裁判のやり直しを認める再審開始を決定しました。今年1月から、名古屋高裁金沢支部でやり直しの裁判（再審公判）が開かれ、来る7月18日に判決が言い渡されます。

昨年の再審開始決定で裁判所は、検察官が確定有罪判決の根拠とされた関係者の供述が虚偽であることを知りながら、その証拠を隠して有罪立証を続けたことについて、「公益を代表する検察官として、あるまじき不誠実で罪深い不正の所為」と厳しく断罪しました。

検察官は、再審公判において有罪主張をしましたが、前川さんの有罪を裏付ける証拠は何一つ提出できず、ただ検察のメンツを守るため従来の有罪主張を蒸し返しました。

この間の裁判の経緯などから、7月18日には裁判所が検察の控訴を棄却し、前川さんに無罪判決を言い渡すことを私たちは確信しています。

つきましては、無罪判決を確定し、これ以上裁判が引き延ばされることのないように、検察に「上告するな」の署名活動をとります。別紙の団体署名にご協力をお願い申し上げます。

送り先は、下記のメールアドレス、もしくはFAX宛にお願いします。検察の最高裁への上告期限は8月1日（金）です。いただいた署名は、国民救援会が名古屋高検、同金沢支部、最高検に提出・要請します。期間が限られており、大変恐縮ですが、緊急行動にご協力をお願いいたします。

記

団体署名の送付先 ファックスまたはメールでお願いします

日本国民救援会中央本部

info@kyuenkai.org FAX : 03(5842)5840

*名古屋高検本庁への要請行動の日程

7月18日(金)16:00 22日(火)11:30 終了後に高検で宣伝行動

24日(木)13:30 28日(月)13:30

*変更等もあるので、国民救援会愛知県本部のホームページで確認ください。

【連絡先】日本国民救援会中央本部

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階

Tel 03-5842-5842

福井女子中学生殺人事件の再審無罪判決の確定を求める要請

名古屋高等検察庁

検事長 菊池 浩 殿

名古屋高等検察庁金沢支部

支部長 大久保健司 殿

7月18日、名古屋高等裁判所金沢支部（増田啓祐裁判長）は、前川彰司さんに無罪判決を言い渡しました。検察官におかれましては、本判決に対し上告することなく、無罪を確定させることを求めます。

再審公判において、検察官は有罪を主張しましたが、前川さんの有罪を示す新たな証拠を何一つ提出することなく、すでに再審請求審で信用性が否定された関係者の供述を根拠に有罪主張を蒸し返しただけでした。これは、検察の組織のメンツを守るため、前川さんの貴重な時間を奪い、人権を踏みにじるものにほかなりません。

そもそも本件では、事件と無関係な第三者の嘘の供述だけでストーリーが作られたものです。前川さんを犯人とする客観的な物的証拠はありません。再審開始決定は、検察官が有罪判決の根拠とされた関係者の供述が客観的証拠と矛盾することを知りながら、訴訟活動をつづけたことについて、「公益の代表者たる検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」と、厳しく断罪しました。このように、長年にわたり警察、検察の手元に秘置された末に今回、開示された287点の開示証拠の中にあった捜査報告書等が前川さんの無実を裏付ける有力な証拠となったことは重大です。かかる観点からも上告理由が存在しないことは明らかです。

検察のこれまでの捜査・訴訟活動は、「公益の代表者」である責務を定める検察庁法4条に違反するとともに、「あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。」と宣言した「検察の理念」にも反する行為です。前川さんは逮捕されて以来、一貫して無実を主張し、38年もの間苦しみ続けてきました。前川さんは人生において最も輝ける青春を奪われました。息子の無実を聞くことなく母親はなくなり、父親も92歳です。これ以上、前川さんの救済を遅らせることは断じて許されません。

私たちは、検察が名古屋高裁金沢支部の再審無罪判決を真摯に受けてとめて、最高裁に上告しないことを表明し、前川さんに謝罪することを強く求めます。

2025年 7月18日

団体名

連絡先